CHIYODA CITY
広報 千代田
平成14年（2002年）
9/13臨時号
安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例特集
発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

問合せ
土木総務課
☎3264-2111（代表）

10月1日(火)から　マナーからルールへ

「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」が施行されます！

条例制定の背景

区内の生活環境については、これまで、区民をはじめさまざまな方々から、「歩きたばこ」や「ポイ捨て」、「置き看板」の乱立など、まちの環境を著しく悪化させている状況を何とかしてほしい、という強い要望が区に寄せられています。

すでに区には、平成10年12月に制定された、「吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例」（平成11年4月1日施行）により、区民をはじめ、区に関わりのある方々の「モラル」に期待しながら、快適な生活環境や都市環境の実現を目指してきました。

しかし、まちの状況を眺めると、「歩きたばこ」や「ポイ捨て」が横行し、また、道路上の置き看板やのぼり旗などが氾濫しており、昨年度実施した「ふらっと区長室」におけるさまざまなご意見の中でも、この千代田区を安全できれいなまちにしてほしい、というのが皆さんの最大のご要望でした。

この状況に対し、地域住民の方々や警察、区などで指導等を行ってきましたが、現実として改善は見られないのが実情です。

このようなことから、「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」が、本年度第2回区議会定例会（6月議会）で制定されました。

条例の主な内容

この条例は10月1日(火)から施行されます。

また、この条例に基づき特に生活環境の改善を図る必要があると思われる地区を、それぞれ「環境美化・浄化推進モデル地区」「路上禁煙地区」「違法駐車等防止重点地区」として指定します。

「環境美化・浄化推進モデル地区」内でごみのポイ捨てや置き看板、商品置き場、のぼり旗等を放置し、著しく生活環境を害していると認められる場合は2万円以下の過料（当面は2千円）が科せられます。さらに改善命令を受けてもこれに従わない場合は5万円以下の罰金に処せられます。

また、「路上禁煙地区」内の道路上でたばこを吸った場合は、2万円以下の過料（当面は2千円）が科せられます。

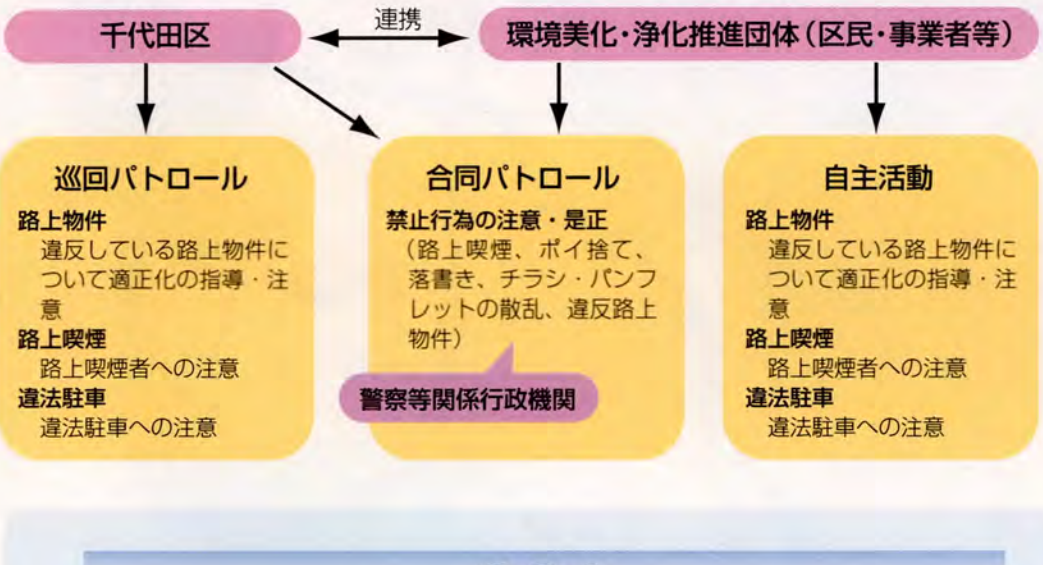

10月1日(火)を中心とする施行イベント等

イベント

とき　9月29日(日)正午～

会場　JR秋葉原駅西口広場

出演　青空一歩(漫談)ほか

キャンペーン

街頭キャンペーン　週2～3回（駅前や街頭で9月中旬から11月までの予定）各地区の皆さんが参加するキャンペーンも行われます。

クリーン隊　清掃をしながらPRします。

キャンペーンカー　9月17日(火)からキャンペーンカーを運行します。区内を巡回するほか、JR各駅でPR活動を行います。

その他の主な周知活動等

有線放送の整備　神田駅周辺などに有線放送スピーカーを設置し、条例についてお知らせします。

ホームページの開設　条例等の内容、環境美化の活動などの情報の提供および意見募集を行います。

ホームページアドレス　URL http://www.poisute.com

周知看板の設置　指定地区の種別、範囲、規制内容等をお知らせする看板を設置します。

路面標示等　「路上禁煙地区」等が認識できる文字やマークなどを路面に標示します。また、路面標示と同様、鉄道駅の階段蹴上げ部分への規制内容を標示し、地区指定の内容や規制内容をお知らせします。

車内中吊り広告の掲示（JR中央線）　電車利用による区内への通勤・通学および来街者に対し、条例についてお知らせします。

ポスターの掲出およびチラシの配布　区施設等・各種学校・事業所・関係行政機関等へのポスターの掲出依頼をはじめ、キャンペーン活動等を通じてチラシ（日本語、英語、中国語、ハングル、フィリピン語）を配布し、お知らせします。

Q&A

Q　指定地区を設けたのはなぜですか。

A　通勤・通学などで人の往来が多く、歩きたばこによる危険や迷惑が生ずる恐れがある場所や、空き缶、たばこの吸い殻が路上に散乱するなど、特に環境の美化・浄化が必要であると認められる区域等を明確にし、地域の方々や事業者等と区等が一緒に、安全で快適なまちづくりに取り組んでいけるようにするためです。

Q　指定地区はどのように決めたのですか。

A　区が想定した案をもとに、地元の町会や商店街の方々などとの話し合いを参考にし、決定しました。

Q　区内では、一切喫煙ができなくなるのですか。

A　この条例は、禁煙を定めたものではありません。他の人に迷惑や危険を及ぼすような喫煙をしないことをルール化したものです。

具体的には、区内の公共の場所での「歩きたばこ」はしないように努めることや、「路上禁煙地区」内では道路上での喫煙を禁止するものです。

Q　罰則があると聞きましたが、それをどのように科すのですか。

A　例えば、「路上禁煙地区」内の道路上で喫煙した場合は、まず、吸わないように注意や指導を行います。それでも喫煙を続けるような場合には、罰則（2万円以下の過料）を科します。

なお、10月中は、注意や指導を中心にパトロールを行い、周知を図ります。

また、11月から科す過料の額については、当面2,000円とします。

原則として、納付書を発行し、後日納付していただきますが、直接その場でお支払いいただく方法もとります。

過料の請求は区の職員が行い、必ず身分証を提示します。

☆次号は9月20日（金）に新聞折り込みでお届けします。☆

R100
古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています

区内全域ではおもに次の行為が禁止されます。

①公共の場所での空き缶・吸い殻等のポイ捨て
②置き看板等の放置
③落書き
④公共の場所でのペットのふんの放置等
⑤善良な風俗を害する活動に関する広告物などの掲出・配布等

●**禁止事項に違反した場合**…改善命令を出します。

●**改善命令に従わない場合**…違反者の氏名・住所等を公表します。

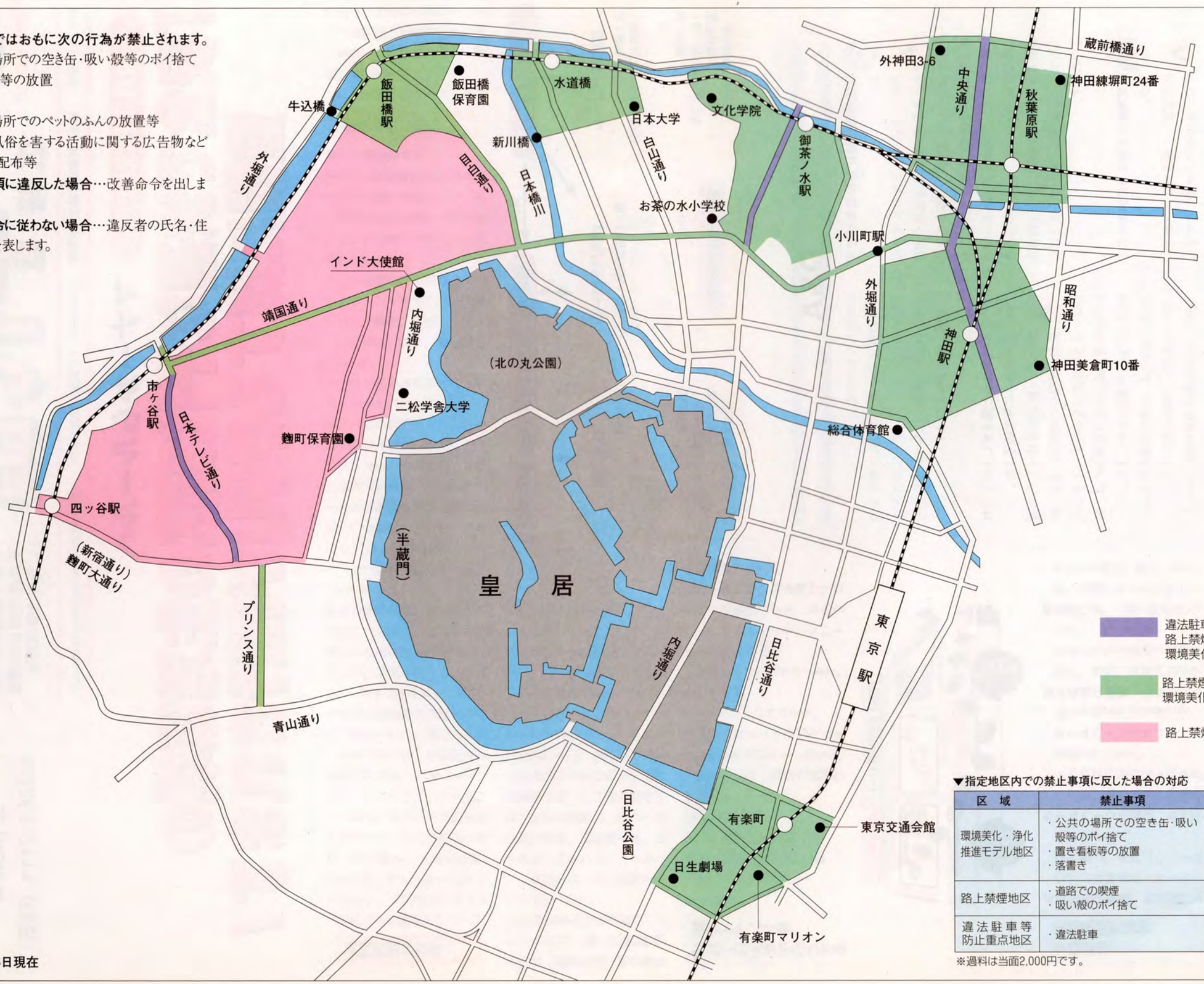

違法駐車等防止重点地区
路上禁煙地区
環境美化・浄化推進モデル地区

路上禁煙地区
環境美化・浄化推進モデル地区

路上禁煙地区

▼指定地区内での禁止事項に反した場合の対応

区　域	禁止事項	禁止事項違反	改善命令違反
環境美化・浄化推進モデル地区	・公共の場所での空き缶・吸い殻等のポイ捨て ・置き看板等の放置 ・落書き	過料※ （2万円以下） 改善命令	氏名・住所等の公表 告発・罰金 （5万円以下）
路上禁煙地区	・道路での喫煙 ・吸い殻のポイ捨て	過料※ （2万円以下）	――
違法駐車等防止重点地区	・違法駐車	警察による取り締まり	

※過料は当面2,000円です。

平成14年9月5日現在